



首都圏の水循環をグリーンインフラから考える

## 「首都圏水循環グリーンインフラ」研究の政策的意義

中央大学研究開発機構

榑野 良明

2021年4月、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（いわゆる流域治水関連法）が、本通常国会で成立した。これは、激甚化・頻発化する水災害等に対応するため、ハード整備に加え、流域全体を俯瞰し、関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めようとするものである。近年の地球温暖化等による気象条件の変化に対しては、従来の政策の枠組みでは対応できなくなっていることの証左でもあろう。

流域治水関連法の中には、流域における雨水貯留対策の強化として、貯留機能保全区域の創設や都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用するための都市緑地法の改正が含まれている。

「首都圏水循環グリーンインフラ」に関する一連の研究は、従来から進めている都市と水循環に関する研究の延長線上にあるが、近年注目されるグリーンインフラの視点も含め、緑地の雨水貯留浸透機能に着目し、その効果を予測、分析等を行なうものとして、都市計画等、様々な計画の立案の基礎となり得る内容を含んでいる。折しも、上記のよ

うに、流域治水関連法が成立し、新たに流域治水の思想と都市計画等の連携が求められる中で、本研究は今後の政策立案を支援するツールとなることが期待される。

一連の研究の政策的意義、活用手法について、どのようなことが考えられるか、また、今後どのようなことが課題となるか、について考えを述べてみたい。